

全国健康保険協会岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」事業等にかかる  
岐阜県内事業所への普及推進協力事業者 公募要領

1. 目的

全国健康保険協会岐阜支部（以下、協会けんぽ岐阜支部という）が実施する「協会けんぽと健康宣言」を含む健康経営事業、および医療費適正化に資する取組等の普及推進に向けて、岐阜県内事業所に対する訪問勧奨等にご協力いただける事業者の公募について定めるものである。

2. 協力事業者

下記応募要件を満たす事業者

3. 公募期間

令和8年4月13日～令和8年4月30日

4. 応募要件

次の要件を全て満たす事業所であること

- (1)本事業の普及推進に向けた協力事業を無償で提供できること
- (2)本事業に関する十分な知識を有する体制があり、現に健康経営推進に関する事業等を行っていること
- (3)本事業を広範かつ効率的に実施するため、一定規模を有する事業者であること
- (4)経営の状況または信用度が極度に悪化していない事業者であること
- (5)岐阜県内事業所の従業員の健康増進や医療費の適正化等、事業主及び従業員の利益の実現を目的とした公益性の高い取組であることを十分に理解していること
- (6)協会けんぽ岐阜支部が民間企業の営利に当たる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。また、本事業をもって営業、利益に繋がる活動を行わないこと
- (7)特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協会けんぽ岐阜支部が特定の企業以外との連携を排除しないことを十分に理解していること
- (8)協会けんぽ岐阜支部が特定の企業の事業を推進していると第三者が解するような連携ではないこと
- (9)反社会的勢力でないこと
- (10)政治的、宗教的な内容を含む取組ではないこと
- (11)実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものでないこと
- (12)その他法令、規則等に違反するものでないこと

5. 提出資料

- ・「協会けんぽと健康宣言」事業等 普及推進協力応募申込書（別紙1）
- ・協力内容の提案書
- ・会社概要及び営業内容がわかるパンフレット
- ・社会保険料納入証明書または領収書等の写し（直近1年分）

※厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者は健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないこと、健康保険組合等の適用を受けている者は厚生年金保険料の未納がないことが確認できる書類

6. 応募方法

下記担当あてに提出資料を郵送してください。

（提出資料は返却いたしません。）

7. 選定方法

協会けんぽ岐阜支部内での審査委員会を経て決定します。

8. 選定結果

選考結果は申し込み後、1か月以内に書面により通知します。

9. その他

- ・応募いただいた内容について、協会けんぽ岐阜支部より訪問、電話等で確認をさせていただく場合があります。また、内容確認のために実際に企業にお伺いさせていただく場合があります。
- ・単純な宣伝、営利目的の応募はご遠慮ください。

10. 問い合わせ先

全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 担当：鈴木

電話 058-255-5155

「協会けんぽと健康宣言」事業等  
普及推進協力事業者 応募申込書

フリガナ	
企業（団体）名	
応募動機	
これまでの健康経営推進等に関する取組概要 ※必要に応じて参考資料等を添付してください	

裏面に続く

企業（団体）情報	
URL	
事業内容	
所在地	
登記上本社	
設立・創業	
従業員数	
担当者	(部署) (氏名)
TEL	
FAX	
備考	